

正しく

屋外広告物のルール 守っていますか？

今一度、点検をお願いします。

屋外広告物法令の手続き

許可対象なのに
許可を受けていない

適用除外*の広告物を除き、すべての広告物が許可対象です。申請漏れがないか確認し、速やかに申請してください。

*適用除外とは、日常生活を営む上で最小限必要なものについて例外を認めたものです。詳しくは広告物を出す予定の〇〇市町村にお問い合わせください。

許可期限が過ぎている
のに更新されていない

寸法や構造等の変更が
あったのに変更許可を
受けていない

どちらも手続きが必要です。
申請を忘れずに！

建築基準法の手続き

工作物確認を
受けていない

高さが4mを超える広告物の設置にあたっては、建築基準法に基づく工作物確認を受けなければならない場合があります。未確認の場合は建築士などの専門家に相談し、建築基準法への適合性を確認してください。

不燃材料を
使っていない

防火地域にある広告物で、建築物の屋上に設置されているもの又は高さ3mを超えるものは、その主要部分を不燃材料で造る必要があります。不燃材料を使っていない場合は速やかに改修してください。

お問合せ先

桶川市 都市整備部 建築課

☎ 048-788-4957

✉ kentiku@city.okegawa.lg.jp

不燃材料のご確認についてはこちら

国交省HP「建築基準法に基づく構造方法等の認定・特殊構造方法等の認定」

国交省 構造方法 認定

◆検索

